

古管発第 45 号
平成27年4月7日

業者各位

管財課長 簗原 浩
(管財課 契約係)

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の一部改正に伴う入札金額の内訳書の提出について（通知）

記

標題法律（以下「入札契約適正化法」という。）が平成26年6月に公布され、平成27年4月1日より施行することとされました。

改正された入札契約適正化法第12条により、建設業者は公共工事の入札に際し、入札金額の内訳書を提出することが必要となりました。

つきましては、古賀市発注の公共工事について、平成27年4月入札執行案件から、入札の際に入札金額の内訳書の提出を求めることとしました。入札書と同時に提出いただく必須書類の取扱いとし、提出がない場合は「無効」となりますのでご留意ください。

【資料】

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
(入札金額の内訳の提出)

第十二条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳を記載した書類を提出しなければならない。